

より良い司法サービスを提供するため、裁判所には、裁判官以外にも裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官といった様々な職種が置かれ、それぞれの職種が連携しながら「適正・迅速な裁判」を実現しています。

裁判所事務官

適正・迅速な裁判の実現を支える

裁判所事務官は、各裁判所の裁判部や事務局に配置されています。裁判部では裁判所書記官のもとで各種の裁判事務に従事し、事務局では総務課、人事課、会計課等において司法行政事務全般に従事します。裁判部と事務局は、互いに連携を図りながら活動しています。社会情勢の変化、経済事情の変動及び価値観の多様化等によってますます増大する司法へのニーズに的確に対応し、適正で迅速な裁判の実現を支えるため、裁判所事務官は様々な部署で活躍しています。



裁判所書記官

裁判手続のProfessional

裁判所書記官は、法律の専門家として固有の権限が付与されており(裁判所法第60条)、その権限に基づき、法廷立会、調書作成、訴訟上の事項に関する証明、執行文の付与のほか、支払督促の発付等を行います。さらに、法令や判例を調査したり、弁護士、検察官、訴訟当事者等と打合せを行うなどして、裁判の円滑な進行を確保することも大きな役割の一つです。裁判所書記官が立ち会わないと法廷を開くことができないので、裁判所書記官はどの裁判所にも配置されています。

※裁判所書記官になるためには、裁判所事務官等として一定期間勤務した後、裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、同研修所で約1~2年の研修を受ける必要があります。



家庭裁判所調査官

家庭や非行の問題解決のProfessional

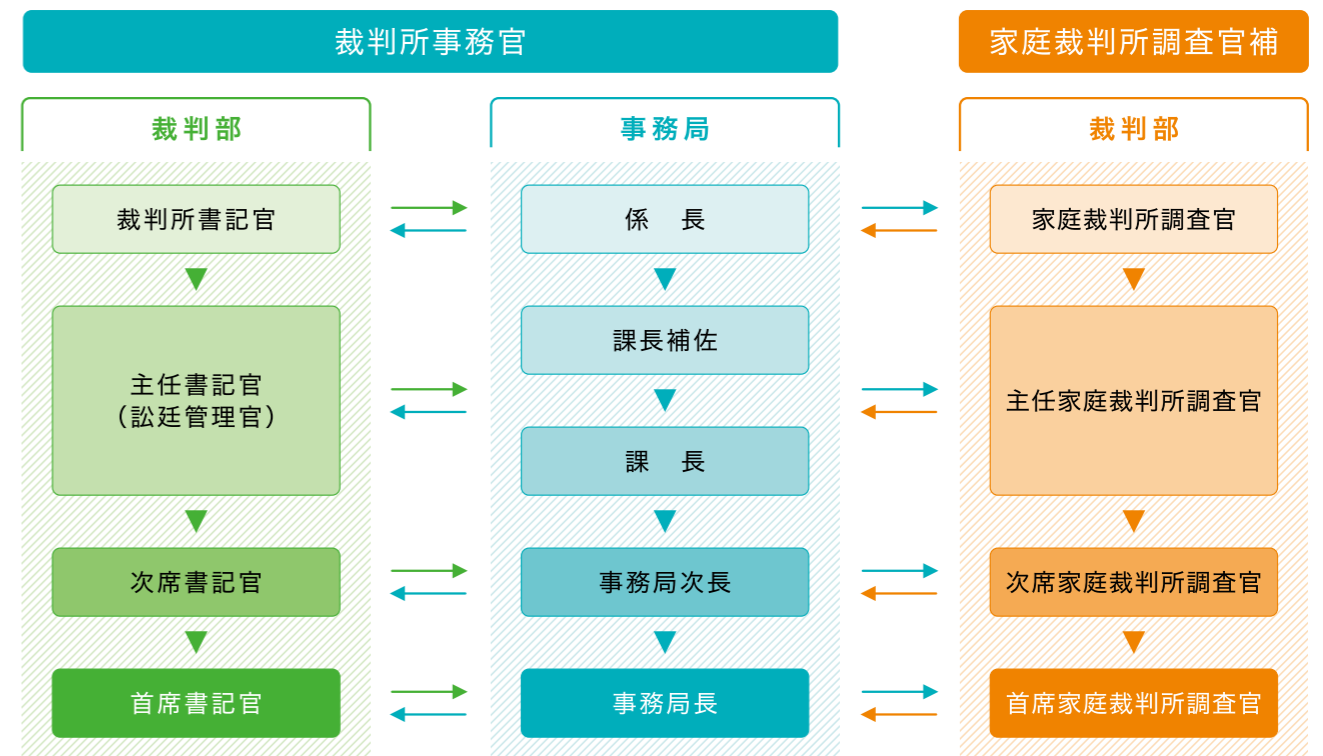
家庭裁判所は、夫婦や親族間の争いなどの家庭に関する問題を家事審判や家事調停、人事訴訟などによって解決するほか、非行に及んだ少年について処分を決定します。いずれも法律的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。家庭裁判所調査官は、このような観点から、例えば、離婚、親権者の指定・変更等の当事者や事件送致された少年及びその保護者を調査し、紛争の原因や少年が非行に至った動機、生育歴、生活環境等を調査します。

※家庭裁判所調査官になるためには、家庭裁判所調査官補として採用された後、裁判所職員総合研修所に入所し、約2年間の研修を受ける必要があります。



キャリアパス

裁判所では、学歴や採用年次等にとらわれることなく選考により管理職に昇任する仕組みをとっています。日々のOJTや研修等によりスキルアップを図ることができ、全ての職員に対して意欲と能力に応じた多様なキャリアパスが開かれています。



※上記は、地方裁判所及び家庭裁判所を基準としたキャリアイメージです。
 ※異動、昇進は裁判部と事務局相互間でも行われます。

待遇

給与		※国家公務員試験採用者と同じです。	
初任給	総合職試験(院卒者区分)	255,600円	(行政職俸給表(一)2級11号俸)
	総合職試験(大卒程度区分)	224,040円	(同2級1号俸)
	一般職試験(大卒程度区分)	218,640円	(同1級25号俸)
	一般職試験(高卒者区分)	180,720円	(同1級5号俸)
諸手当		期末・勤勉手当(ボーナス) 住居手当 通勤手当 扶養手当 超過勤務手当 など	

※初任給は、東京都特別区内に勤務する場合の例です。
 ※上記の内容は令和2年4月1日現在のものであり、変更される可能性があります。最新の情報は裁判所ウェブサイトをご覧ください。
 ※試験の種別については、P36を参照してください。

勤務時間・休暇		※国家公務員試験採用者と同じ制度が整備されています。	
勤務時間	1日:7時間45分		
休日	土曜日・日曜日・祝日及び年末年始		
休暇	年次休暇:年間20日 ※4月1日採用の場合、採用年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し。 特別休暇(夏季,結婚,出産,忌引など) 病気休暇,介護休暇,介護時間		
福利厚生		共済組合制度が設けられており、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療保険制度及び年金制度が用意されています。 また、裁判所共済組合や国家公務員共済組合連合会が運営する各種の福祉事業を利用することができます。	